



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 7月 5日 火曜日 第1673号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（6件）.....	717
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	718
保安林予定森林にする旨の通知.....	719
道路の区域変更（県道大下白濁線）.....	720
道路の区域変更（県道弓削島循環線）.....	720

道路の供用開始（ ” ）.....	720
開発行為に関する工事の完了.....	720

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（2件）.....	721
愛媛県立看護専門学校入学試験の実施.....	721

## 告 示

### ○愛媛県告示第1365号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 7月 5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	所在地 変更後	
38000300086119	介護センターアットホーム合資会社	宇和島市川内甲1099-6	酒井琢己	児童居宅介護	介護センターアットホーム	宇和島市榊形町二丁目1番6号	宇和島市川内甲1099-6	平成17年6月7日

### ○愛媛県告示第1366号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 7月 5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	所在地 変更後	
38000100098116	介護センターアットホーム合資会社	宇和島市川内甲1099-6	酒井琢己	身体障害者居宅介護	介護センターアットホーム	宇和島市榊形町二丁目1番6号	宇和島市川内甲1099-6	平成17年6月7日

### ○愛媛県告示第1367号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 7月 5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	所在地 変更後	
38000200113112	介護センターアットホーム合資会社	宇和島市川内甲1099-6	酒井琢己	知的障害者居宅介護	介護センターアットホーム	宇和島市榊形町二丁目1番6号	宇和島市川内甲1099-6	平成17年6月7日

### ○愛媛県告示第1368号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変更前	変更後	
38000300154115	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	森本貞實	児童居宅介護	愛南町社協城辺居宅介護事業所	南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	平成17年5月19日

○愛媛県告示第1369号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変更前	変更後	
38000100162110	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	森本貞實	身体障害者居宅介護	愛南町社協城辺居宅介護事業所	南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	平成17年5月19日

○愛媛県告示第1370号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変更前	変更後	
38000200185110	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	森本貞實	知的障害者居宅介護	愛南町社協城辺居宅介護事業所	南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	平成17年5月19日

○愛媛県告示第1371号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届 出 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町五丁目1番地1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社伊予鉄高島屋 森本 惇	株式会社伊予鉄高島屋 大石哲男	平成17年5月30日	平成17年6月20日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	松山市障害者団体連絡協議会	ハートフルプラザ松山運営委員会	平成13年10月10日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	伊予鉄観光開発株式会社 松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄道株式会社内	伊予鉄観光開発株式会社 松山市平和通六丁目98番地	平成15年5月6日	
			松山市障害者団体連絡協議会 松山市若草町8-2松山市総合福祉センター内	ハートフルプラザ松山運営委員会 松山市湊町五丁目1番地1	平成13年10月10日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社伊予鉄高島屋 森本 惇	株式会社伊予鉄高島屋 大石哲男	平成17年5月30日	

		伊予鉄観光開発株式会社 原田和年	伊予鉄観光開発株式会社 桑原毅	平成15年 6月30日
		松山市障害者団体 連絡協議会 菅我部義晴	ハートフルプラザ 松山運営委員会 河部圭二郎	平成13年 10月10日
		ハートフルプラザ 松山運営委員会 河部圭二郎	ハートフルプラザ 松山運営委員会 渡部坂嘉	平成14年 4月1日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1372号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

西予市城川町遊子谷3240、3242、3244から3247まで、3250

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町遊子谷3242・3244・3245・3247（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西予市城川町野井川142、143の1、143の3、149の8、149の9

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町野井川143の1・149の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定

めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市肱川町山鳥坂5248

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

肱川町山鳥坂5248（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字上大野1161、1163から1171まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上大野1161・1171（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに係る市役所及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大下白瀧線	今治市関前岡村甲697番8から 同市関前岡村甲995番地先まで	旧	メートル 4.2～12.6	キロメートル 0.260	
			新	7.8～12.6	0.257	

○愛媛県告示第1374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削下弓削1000番1地先から 同町弓削下弓削1003番2まで	旧	メートル 7.0～14.0	キロメートル 0.031	
			新	8.4～24.0	0.031	

○愛媛県告示第1375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削下弓削1000番1地先から 同町弓削下弓削1003番2まで	平成17年7月5日

○愛媛県告示第1376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17西建管第350号 平成17年6月20日	西条市大町字鷹丸455番4	新居浜市松木町4番25号 株式会社セイコー不動産 代表取締役 加藤 憲治

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年6月24日	特定非営利活動法人 わくわくアイランド大島	池田 牧 夫	新居浜市大島甲1526番地	この法人は、新居浜市大島の住民及び、地域の活性化に関心のある不特定かつ多数の人々に対して、助け合いのまちづくり、というテーマに関して、相互扶助の地域通貨制度の導入、及び地域通貨制度の幅広い普及活動に関する事業を行い、住民の自立を達成し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年6月22日	特定非営利活動法人 ピースプリベイル	松 井 由紀子	愛媛県伊予郡松前町大字筒井43 6番地 6	この法人は、心身に悩み・問題を抱えている子どもやその家族等に対し、福沢諭吉氏の教育の原点に学んだ心の教育やフリースクールの運営に関する事業を行うとともに、関係団体との交流を図り、子どもと青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

## ○公 告

## 愛媛県立看護専門学校入学試験の実施について

愛媛県立看護専門学校学則（平成9年愛媛県規則第2号）第10条第1項の規定による平成18年度愛媛県立看護専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成17年7月5日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
(1) 一般入学試験 ア 学科試験 平成18年1月31日（火） イ 面接試験 平成18年2月1日（水） (2) 推薦入学試験 学科試験及び面接試験 平成17年11月18日（金）	四国中央市 中之庄町16 84番地3 愛媛県立看護専門学校	3年	30人（うち、推薦入学試験による募集人員は、9人程度）	高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成18年3月卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められる者。ただし、推薦入学試験を受ける場合にあっては、愛媛県内の高等学校又は中等教育学校を同月卒業見込みの者で、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦を受けたものに限る。	(1) 看護師国家試験の受験資格が得られる。 (2) 保健師学校養成所及び助産師学校養成所の受験資格が得られる。

## 2 学科試験科目

- (1) 一般入学試験

国語総合（旧「国語Ⅰ」に相当。古文及び漢文を除く。）

数学Ⅰ

英語Ⅰ及び英語Ⅱ

(2) 推薦入学試験

小論文

3 入学願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 一般入学試験

平成18年1月10日（火）から1月20日（金）まで

イ 推薦入学試験

平成17年10月31日（月）から11月8日（火）まで

ウ 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

(2) 提出先

〒799 0422 四国中央市中之庄町1684番地3

愛媛県立看護専門学校

4 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

ア 入学願書（募集要項に添付の用紙を使用し、出願前3箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦5センチメートル、横4センチメートルの写真を1枚はること。）

イ 受験写真票及び受験票（募集要項に添付の用紙を使用し、アと同じ写真を2枚はること。）

ウ 調査書その他これに相当する書類

エ 受験票送付用封筒（募集要項に添付の封筒を使用すること。）

オ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書

(2) 入学選考料として8,200円の愛媛県収入証紙を入学願書の所定の欄にはるものとし、消印は、しないこと。

(3) 募集要項は、愛媛県立看護専門学校へ請求すること（郵送を希望する場合は、200円分の郵便切手をはった角形2号（33.2センチメートル×24.0センチメートル）の返信用封筒を同封のこと。）。

5 合格発表

(1) 一般入学試験

平成18年2月17日（金）午前9時に愛媛県立看護専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

(2) 推薦入学試験

平成17年12月2日（金）に在学高等学校又は中等教育学校の校長を通じて、合否を本人あて通知する。

6 問い合わせ先

愛媛県立看護専門学校

電話（0896 24 5755）